

三朝町内の保育所・こども園における新型コロナウイルス感染症対応について

令和5年5月29日更新・三朝町

新型コロナウイルス感染症に対する法律上の位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症（インフルエンザ、麻疹等と同類）へ見直しされたことによる町内保育所・こども園の対応については、下記のとおりです。

なお、園児の新型コロナウイルス感染症の陽性が分かった場合には、登園しておられる保育所・こども園に連絡してください。

【登園のめやす】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」

*無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として5日を経過すること

① 園児の新型コロナウイルス感染症の陽性が分かった場合

療養期間は、発生日翌日から5日間

（5日目も症状が継続する場合は、軽快後1日が経過するまで）

例1：発生日翌日から5日目までに症状が軽快した場合

火曜日 (0日)	水曜日 (1日)	木曜日 (2日)	金曜日 (3日)	土曜日 (4日)	日曜日 (5日)	月曜日 (6日)
5日間						登園可能
発症	症状軽快	→ 1日経過				

例2：発症日翌日から5日目も症状が継続する場合は、軽快後1日が経過するまで

火曜日 (0日)	水曜日 (1日)	木曜日 (2日)	金曜日 (3日)	土曜日 (4日)	日曜日 (5日)	月曜日 (6日)	火曜日 (7日)
5日間						登園可能	
発症					症状軽快		→ 1日経過

② 同居家族の陽性が分かった場合

園児が無症状であれば待機期間はありませんが、その発症後10日間は、マスクの着用など周囲の方にはうつさない配慮をお願いするとともに園児、保護者の体調に注意してください。

○ 基本的な感染症対策として、室内の換気やこまめな手洗い、具合が悪いときには休むことを心掛けてください。

○ 保育料の新型コロナウイルス感染症にかかる減免措置は、国の方針により令和5年4月以降廃止となりました。

【問い合わせ】 三朝町町民課 子ども支援室 電話0858-43-3505